

# 令和7年度 和歌山県中小企業融資制度の主な改正点

新規融資枠900億円を維持

## I. 賃上げと投資に取り組む事業者の支援

1. 中小企業者の賃上げを推進するため、金融機関の支援を受けつつ、賃上げ目標を含む経営行動計画を策定・実行する場合に、**特別優遇金利（1.4%）の適用及び信用保証料率を引下げ（0.34%～1.20%）**

### 改正内容

資金・枠	要件	利率
資金繰り安定資金	賃上げ支援枠※1 【新設】 (R9年度末まで)	1.4% (特別優遇金利)
		保証料率 0.34%～1.20% ※2

※1 国が創設する新たな保証制度を活用し、賃上げ目標の条件を追加  
 ※2 通常0.45%～1.90%のところ、国・県の補助により引下げ

2. 金融支援と経営支援の一体的取組を行う金融機関との緊密な連携の下、**前向きな取組等に対しプロパー融資と協調した資金調達**を行う事業者に対し、**特別優遇金利（1.4%）の適用及び信用保証料率を大幅に引下げ（0.23%～0.95%）**

### 改正内容

資金・枠	要件	利率
資金繰り安定資金	協調支援枠※3 【新設】 (R9年度末まで)	1.4% (特別優遇金利)
		保証料率 0.23%～0.95% ※4 【令和7年度中の申込に限る】

※3 国が創設する新たな保証制度を活用  
 ※4 通常0.45%～1.90%のところ、国の補助により引下げ

## II. 物価高騰等の影響を受ける事業者の支援

1. 原材料価格高騰や人件費負担の高まりにより、**売上高営業利益率が減少**している事業者を**経営支援資金（一般枠）の対象に拡充**

### 改正内容

資金・枠	要件（拡充）
経営支援資金	一般枠 最近3か月の売上高または平均売上高営業利益率※5が過去3か年のいずれか同期と比べ5%以上減少

※5 従来の要件であった平均売上高総利益率から改正

2. 小規模事業者の資金繰り支援を強化するため、**小企業応援資金（小口枠・特小枠）の資金使途に返済資金を追加**  
 ⇒ **100%保証を100%保証で借換可能**

### 改正内容

資金・枠	改正前	改正後
小企業応援資金	小口枠※6 ・ 特小枠※7 設備資金 運転資金	設備資金 運転資金 返済資金

※6 小口零細企業保証を活用しており、責任共有制度対象外（100%保証）  
 ※7 特別小口保証を活用しており、責任共有制度対象外（100%保証）

3. 中小企業者の借換えの支援及び制度の利便性向上のため、**県制度融資以外の保証付融資残高を含む場合の上乗せ金利（+0.3%）の撤廃**

### 【その他】

「健康経営優良法人」または「わかやま健康推進事業所」の認定を受けた事業者を、**成長サポート資金（人材投資枠）の対象に追加**